

「ケアハウスいわくら」

重要事項説明書

当荘は利用者に対してケアハウス入居におけるサービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容について、「ケアハウスいわくら施設利用基本契約書」及び「ケアハウスいわくら運営規程」と共に契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

** 目次 **

1. 施設経営法人
2. 利用施設
3. 職員の配置状況
4. 処遇
5. サービス利用料金
6. 個人情報保護
7. 危急時の対応
8. 苦情の受付

1. 施設経営法人

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人一期一会福祉会 |
| (2) | 法人所在地 | 愛知県岩倉市北島町二本木7番地 |
| (3) | 電話番号 | 0587-66-2110 |
| (4) | FAX番号 | 0587-66-2800 |
| (5) | ホームページ | https://www.ichigoichie.or.jp |
| (6) | 代表者氏名 | 理事長 臼井 和香奈 |
| (7) | 設立年月日 | 昭和61年1月8日 |

2. 利用施設

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 施設の種類 | 軽費老人ホームケアハウス |
| (2) | 施設の目的 | 軽費老人ホームは高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、入所された者に対して、無料又は低額な料金で、食事の提供、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。 |
| (3) | 施設名 | ケアハウスいわくら |
| (4) | 施設所在地 | 愛知県岩倉市北島町二本木7番地 |
| (5) | 電話番号 | 0587-66-2105 |
| (6) | FAX番号 | 0587-66-2800 |
| (7) | 管理者職氏名 | 荘長 臼井 正和 |
| (8) | 開設年月日 | 平成6年6月1日 |
| (9) | 入所定員 | 30名 |

3. 職員の配置状況

当荘では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員配置については、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」を遵守しています。

<主な職員の配置状況>

(令和6年4月1日現在)

職種	配置数	配置基準
(1) 施設長(荘長)	1名	1名
(2) 生活相談員	1名	1名
(3) 介護職員	1名以上	1名以上
(4) 栄養士	1名以上	1名以上
(5) 調理員	1名以上	必要数
(6) 事務員	1名以上	必要数
(7) 宿直職員	1名以上	1名以上

※指定基準：利用定員30名(満床時)に対する必要配置人数です。

4. 処遇

(1) 給食

- 栄養士が作成する献立により、ご利用者の健康状態及び嗜好を考慮した食事を1日3食提供するように努めるものとします。ただし、原則として一般食が基本となりますので、医師等の指示による特別食については、ご希望に添えない場合がございます。
- 選択メニューや季節感あふれる食事等、見た目でも楽しんでいただけるよう彩りや盛りつけに工夫し、また食事時間の希望についても工夫するように努めるものとします。
- 食事の時間は次の通りとします。
 - (1) 朝食 8時から
 - (2) 昼食 12時から
 - (3) 夕食 18時から
- 食事の場所は、原則として食堂とします。ただし、体調不良等による場合はこの限りではありません。
- あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

(2) 保健衛生と介護

- 施設種別の特性上、原則として個別の介護は行いません。
- ご利用者の入所中の健康状態把握のために、1年に1回の健康診断の記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めるものとします。
- 入院を必要とするご利用者には、連帯保証人に連絡を取り必要な措置を講ずるとともに、安心して療養に専念できるよう、健康保険、介護保険等、関連諸制度の活用に配慮するものとします。
- 感染症に罹患されている可能性、もしくは罹患されていて感染症の状態を確認する必要がある場合、医療機関等で必要な検査を受けていただくことがあります。

(3) 宿直

- 夜間の管理体制は、宿直をおき、緊急時の対応に努めるものとします。
- 各居室にはナースコールボタンを設置しており、24時間体制で対応します。

(4) 緊急時の対応

- ご利用者の急病もしくは災害等、緊急避難を要する事態に対応できる職員体制の整備と関係機関との連携に努めるものとします。
- 非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により、緊急の連絡が速やかに行われるよう努めるものとします。

(5) 在宅福祉サービスの利用

- 日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、外部の各種サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス等）を受けることができるよう迅速な対応に努めるものとします。
- 疾病、常時の介護状態、収入の途絶等、ご利用者が生活に困窮を生じた場合には、連帯保証人と連携を図り、医療機関や各種サービス等への連絡、調整等を行い、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な配慮を行うものとします。

(6) 活動の協力

- ご利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力するものとします。

(7) 記録について

- 当荘のサービスにおける個人記録はご利用者及び連帯保証人に限り開示いたします。開示をご希望される際は職員までお申し出ください。また、コピーを希望される場合は1枚につき実費10円をご負担いただきます。

5. サービス利用料金

- (1) 利用料は当月分を毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定の銀行口座より自動引落にてお支払いいただきます。
- (2) ご利用されている居室の光熱水費
 - ・電気使用量…毎月末日に検針した実費
 - ・水道／温水使用量
 - …令和5年12月までに6か月以上お住いの方
過去3年間の平均月額にて算出された使用料金
 - …令和5年12月までに6か月未満お住いの方また新規の方
過去3年間の全体の平均使用料金 1,631円以上を翌月20日に利用料と合算して指定の銀行口座より自動引落にてお支払いいただきます。
- (3) 11月から3月までは冬期加算額として月額2,150円を利用料と合算して指定の銀行口座より自動引落にてお支払いいただきます。
- (4) 施設の提供するサービスの内、一部の行事、クラブ活動の参加費用につきましては一部自己負担になる場合があります。
- (5) 入院等で長期間欠食した場合の食事代については、連絡を受けた日から8日後から退院日までを計算し、ご利用者に返金いたします（一日あたり870円）。
- (6) 利用料は毎年4月1日を基準日とします。年度の途中で愛知県より利用料、または補助金の変更通知があった場合は、当該年度の4月1日に遡って徴収するものとします。

6. 個人情報保護

『個人情報に関する法律』（平成15年法律57号）及び一期一会福祉会の個人情報保護に関する管理規程に基づくご利用者及び連帯保証人、その他家族に関する個人情報を必要最小限の範囲で活用します。ただし、必要に応じ第三者に情報提供する場合があります。

【ご利用者への福祉サービス提供に必要な個人情報】

- ・ご利用者へのサービスの内容
- ・サービス利用に関する事務
- ・ご利用者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービス等）
- ・施設のために行う管理運営業務（サービス業務の維持、改善の為の基礎資料の作成、学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

【ご利用者及び連帯保証人、その他家族の個人情報を第三者へ提供する範囲】

- ・ご利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に提供する記録、連絡先等
- ・サービス利用に関する事務（審査支払機関・保険者及び市町村）に必要な情報
- ・ご利用者の連帯保証人及びその他家族へ心身状態や生活状況の説明のための記録等

- ・他の介護事業者及び医療事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のため必要なご利用者の記録等
- ・実習生の研修上必要な最小限の記録等
- ・損害賠償保険等の請求に係る保険会社等への相談または届出に必要な情報
- ・外部監査機関・情報の公表機関から求められる情報

7. 危急時の対応

ご利用者の健康管理並びに怪我等の事故防止には、平素から細心の注意を払っておりますが、ご高齢であるため、不測の事態が発生しないとも限りません。万が一、容態の急変あるいは怪我が発生した場合、迅速かつ適切な処置ができるよう、危急時対応マニュアルを作成し、万全の態勢を整えております。

① 危急時の定義

危急時とは、骨折や重度の疾病その他生命の危機が予測されるような場合を指します。軽度の擦過傷を負った、軽度の風邪症状がみられる等の場合は対象とはなりません。

② 危急時の基本的な流れ

- (1) 容態急変あるいは事故（骨折等）の発生。
- (2) 連帯保証人等と医療機関に連絡（その間、応急処置を行う）。
- (3) 連帯保証人等の判断・了解を得る。
連帯保証人等に連絡がつかない場合には、医師並びに荘長（あるいはそれに代わる者）の判断による。連絡が付き次第、連帯保証人等の了解を得る。
- (4) 医療機関への搬送（容態によっては救急搬送を要請する）。
連帯保証人等にご利用者の付き添いをしていただく、もしくは搬送先の医療機関に向かっている。
- (5) 医療機関での診断・治療を受ける。

（協力医療機関）

医療機関の名称	丹羽内科クリニック
所在地	愛知県岩倉市新柳町一丁目4番地
診療科	内科、消化器内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科

医療機関の名称	小牧ようてい記念病院
所在地	愛知県小牧市西之島丁田1963
診療科	内科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科

（協力歯科医療機関）

医療機関の名称	岩倉しばた歯科・矯正歯科
所在地	愛知県岩倉市野寄町東出24-1
診療科	歯科、矯正歯科

8. 苦情の受付

当荘における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。
また、ご意見箱を1階エレベーターホール前に設置しています。

- 苦情解決責任者 (荘長) 臼井 正和
- 苦情受付担当者 (生活相談員) 伊藤 彰
- [受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 岩倉市長寿介護課 0587-38-5811
- お住まいの市区町村の高齢者福祉担当課
- 愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課
介護サービス苦情相談窓口 052-971-4165
- 一期一会福祉会第三者委員
- 森山 稔 (一期一会福祉会評議員) 0587-37-6909
- 宮田 浩明 (一期一会福祉会評議員) 0587-37-0693

令和 年 月 日

ケアハウスいわくらのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスいわくら
説明者職氏名 生活相談員 伊藤 彰 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、ケアハウスいわくらのサービスの提供開始及び「6. 個人情報保護について」の記載内容について同意しました。

利用者氏名 _____ 印

署名代行者氏名 _____ 印

連帯保証人(正)氏名 _____ 印

連帯保証人(副)氏名 _____ 印

成年後見人 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当荘では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師（主治医等）または看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについては記録を作成し、サービス完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに医師（主治医等）またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑦ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

2. サービスの利用に関する留意事項

当荘のご利用にあたって、サービスをご利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、ご利用者、連帯保証人等は下記の事項をお守りください。

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚す等した場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当荘の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような各種ハラスメントに該当する行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止しております。このような行為が認められた場合は、利用中止を含め適切な対処を講じます。
- 施設内での金銭及び食物のやり取りはご遠慮ください。
- 当荘の職員に対する贈物や飲食のもてなし等はお断りしております。
- 施設内は全館禁煙となっております。